

国際課税に関する実務上の留意点

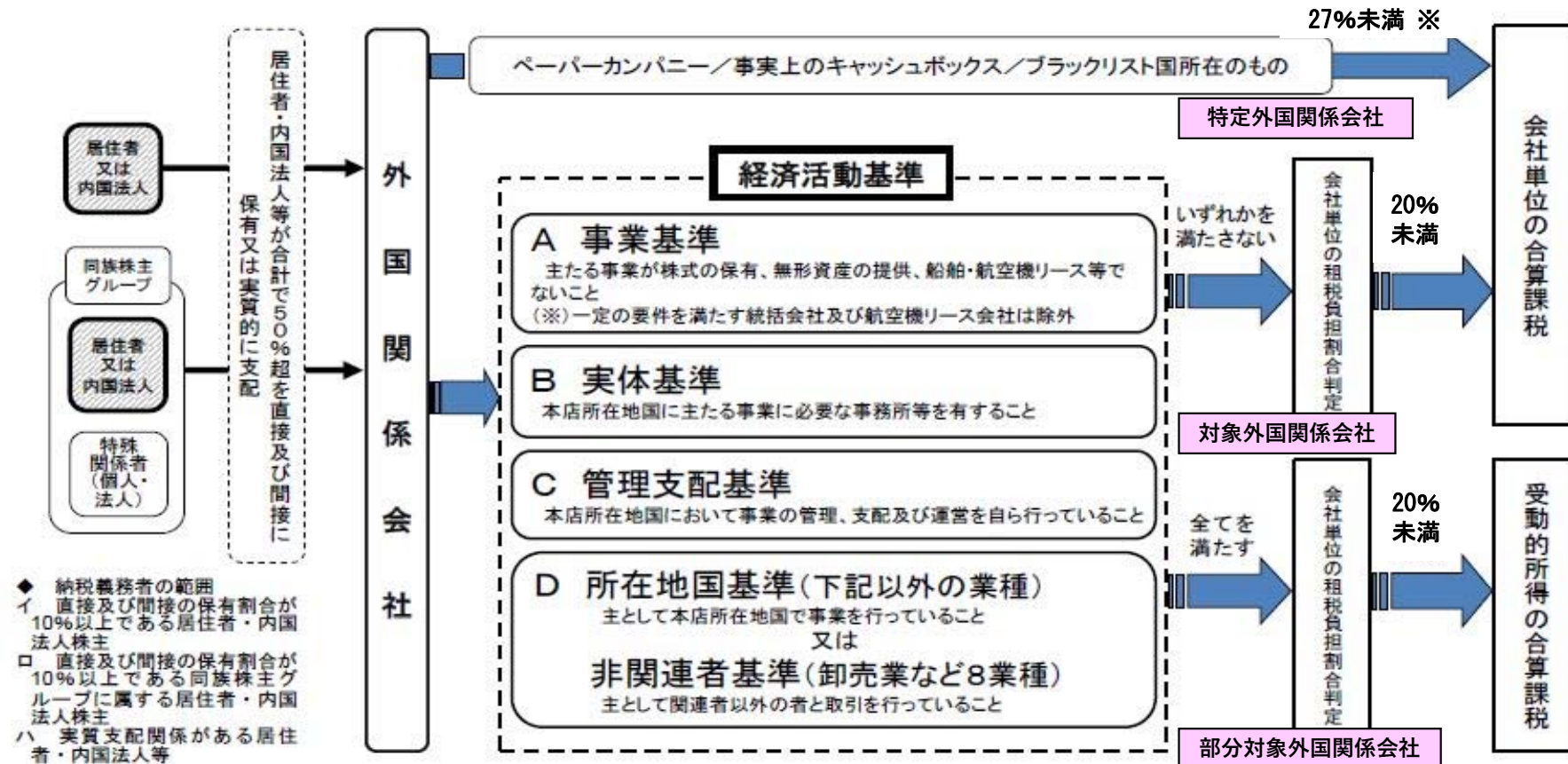
東京国税局 調査第一部 国際調査管理課

目次

1	外国子会社合算税制（CFC）	・ ・ ・	3
2	移転価格税制（TP）	・ ・ ・ ・ ・	7
3	国際取引に係る消費税	・ ・ ・ ・ ・	13
4	最近の国際課税の動向	・ ・ ・ ・ ・	18

1 外国子会社合算税制 (CFC)

外国子会社合算税制の判定フロー

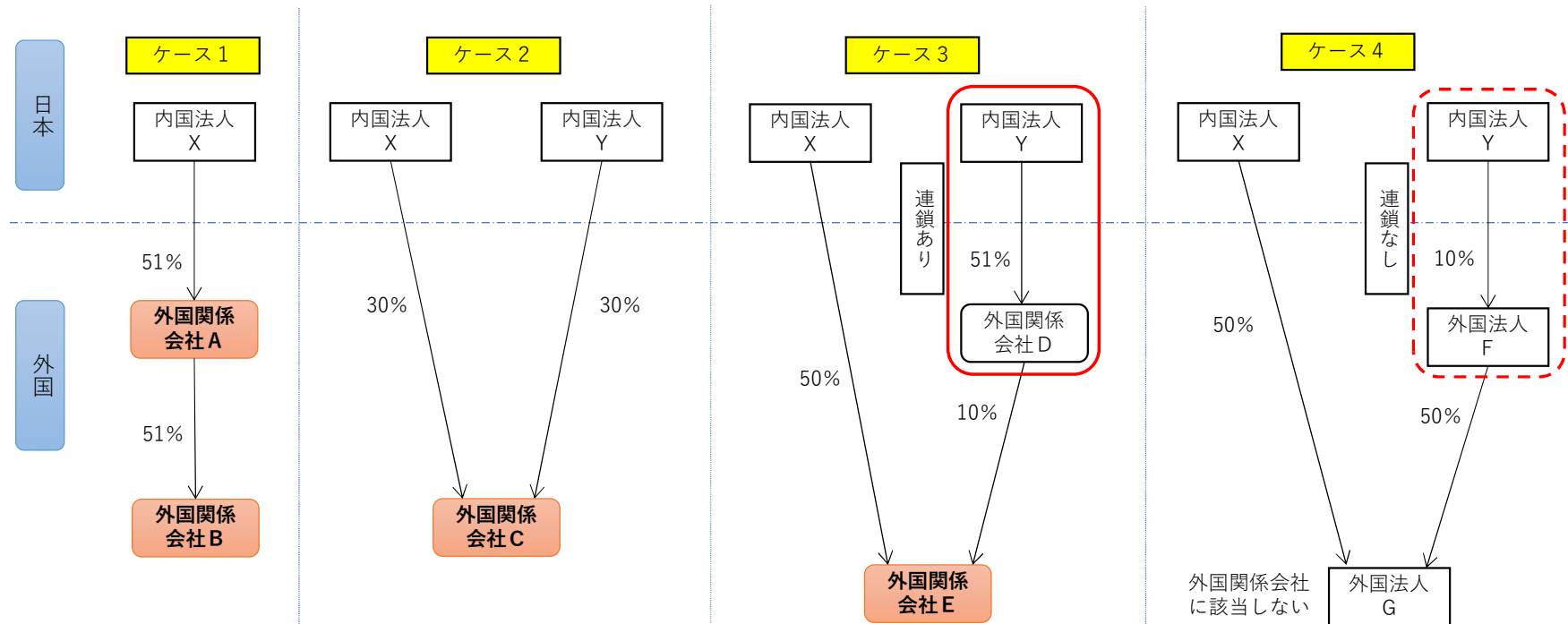


※ 内国法人の令和6年4月1日以後開始事業年度から27%未満。それ以前は30%未満。

外国関係会社とは

外国関係会社（措法66の6②一、措令39の14の2）

- ・ 居住者・内国法人等が合計で50%超を直接・間接に保有又は実質的に支配している外国法人
- ・ 間接保有は、外国法人を通じて保有しているものをいう。計算は、連鎖方式。



申告に当たって留意すべき事項

外国関係会社の判定時期

当該外国法人の各事業年度終了の時の現況による

経済活動基準を充足することを明らかにする書類その他資料の保存

税務調査において、これら資料の提示又は提出がない場合は、経済活動基準を満たさないものと推定される

貸借対照表、損益計算書、現地での課税申告書、株主等の名称・所在地及び保有株式数等を記載した書類等の確定申告書への添付

次に該当する法人が対象

- ・ 租税負担割合20%未満の部分対象外国関係会社
- ・ 租税負担割合20%未満の対象外国関係会社
- ・ 租税負担割合27%未満の特定外国関係会社

基準所得金額の計算における資産の評価損等の損金算入や子会社配当の控除がある場合の明細書の確定申告書への添付

やむを得ない事情がなく明細書の添付がない場合は、これら損金算入や控除が認められない

2 移転価格税制 (TP)

移転価格税制とは

租税特別措置法第66条の4第1項

法人が、…当該法人に係る**国外関連者**との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の**取引**を行った場合に、

当該取引（…「**国外関連取引**」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に**満たない**とき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を**超える**ときは、

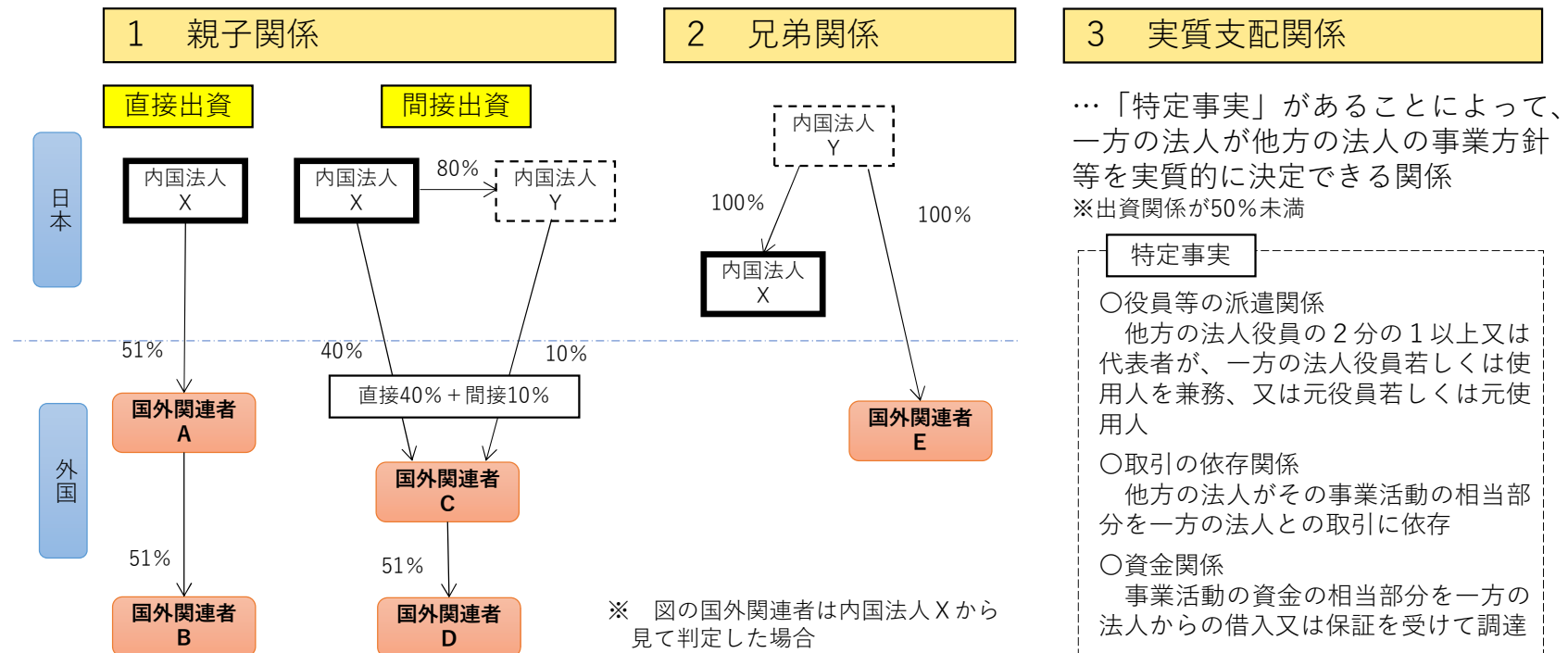
当該法人の当該事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、**独立企業間価格**で行われたものとみなす。

※ 独立企業間価格（Arm's Length Price：ALP）

国外関連者とは

法人との間に、**50%以上**の株式等の保有関係や実質支配関係といった特殊の関係がある外国法人

連鎖方式



独立企業間価格とは

国外関連取引が同様の状況の下で非関連者間において行われた場合に成立すると認められる価格

（昭和61年度 税制改正の解説）

「当該**国外関連取引の内容**及び当該国外関連取引の**当事者が果たす機能その他の事情を勘案**して、当該国外関連取引が**独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合**に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための**最も適切な方法により算定した金額**をいう」（措法66の4②）

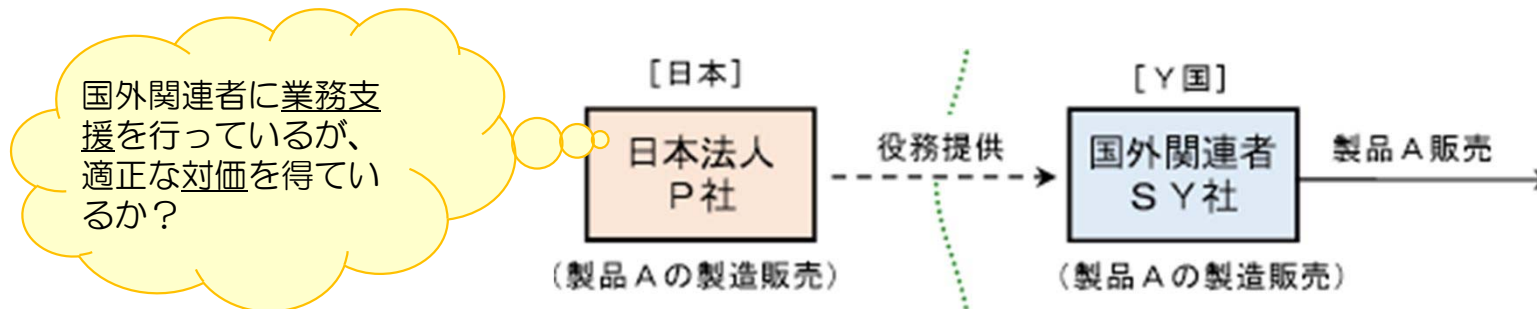
独立企業間価格：ALP（Arm's Length Price）

ローカルファイルの作成

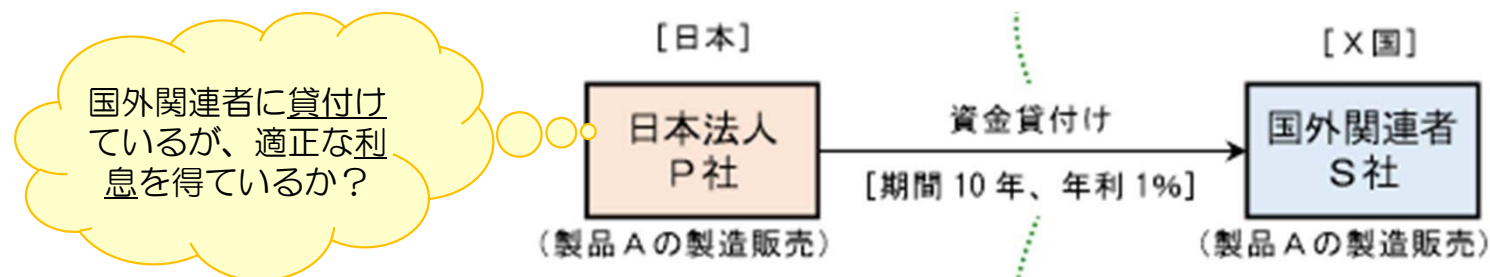
作成義務者	国外関連取引を行った法人
作成等期限	確定申告書の提出期限（「 同時文書化義務 」）
作成書類	独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類
保存期間等	原則として、確定申告書の提出期限の翌日から7年間、（欠損金額が生じた事業年度に係る書類にあっては10年間）、国外関連取引を行った法人の国内事務所で保存
同時文書化義務の免除	①一の国外関連者との前事業年度の取引金額が50億円未満、かつ ②一の国外関連者との前事業年度の無形資産取引金額が3億円未満
提出期限	調査時に提示又は提出を求められた日から一定の期日（45日/60日以内の調査官の指定する日）
使用言語	指定なし
担保措置	推定課税や同業者調査を行うことができる
適用開始	平成29年4月1日以後に開始する事業年度

役務提供と金利取引

○役務提供取引



○金利取引



3 国際取引に係る消費税

内外判定

内外判定の基準（消費税法第4条）

〈資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。※）〉

① 資産の譲渡又は貸付け（3項1号）

当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所

② 役務の提供（電気通信利用役務の提供を除く。）（3項2号）

当該役務の提供が行われた場所

③ 電気通信利用役務の提供（3項3号）

当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

※ 特定資産の譲渡等とは、事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

〈特定仕入れ〉

特定仕入れ※として他の者から受けた役務の提供につき、3項2・3号に定める場所（4項本文）。

※ 特定仕入れとは、事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。

電気通信利用役務の提供

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる電子書籍・音楽等の著作物の提供のほか、広告配信など電気通信回線を介して行われる役務の提供をいう。

事業者向け電気通信利用役務の提供

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

事業者向け電気通信利用役務の提供以外のもの

電気通信利用役務の提供のうち、上記の「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当しないもの（消費者向け電気通信利用役務の提供）。

電気通信利用役務の提供に該当する取引（例）

- インターネットを介して行われる、電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア（ゲームなどのいわゆるアプリを含む。）の配信
- 顧客にクラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス
- 顧客にクラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス
- インターネットを介した広告の配信・掲載
- インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス（商品の掲載料金等）
- インターネット上でゲームソフト等を販売する場所（WEBサイト）を利用させるサービス
- インターネットを介して行う宿泊予約、飲食店予約サイト（宿泊施設、飲食店等を営営する事業者から掲載料等を徴するもの）
- インターネットを介して行う英会話教室
- 電話、電子メールによる継続的なコンサルティング

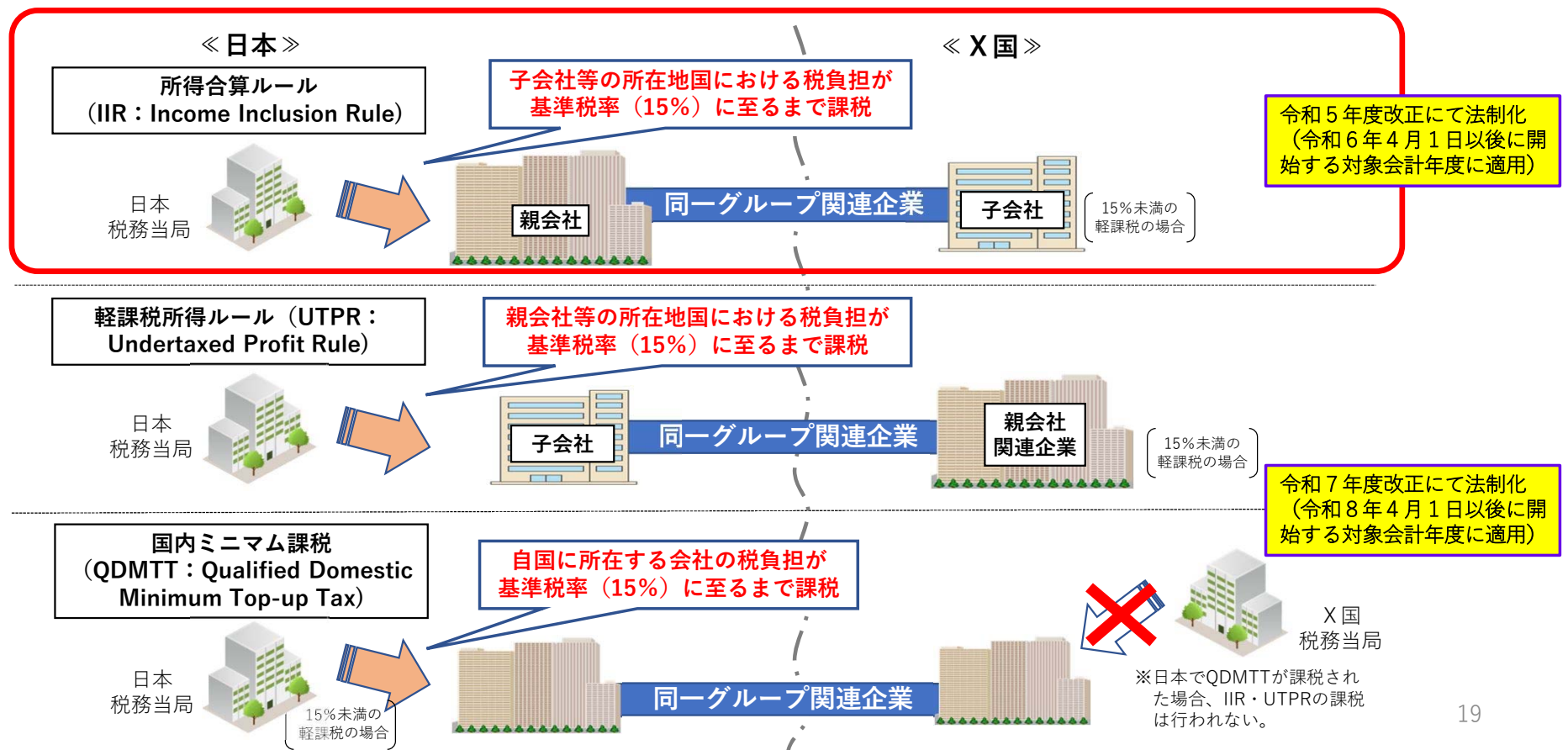
電気通信利用役務の提供に該当しない取引（例）

- 電話、FAX、電報、データ送信、インターネット回線の利用など、他者間の情報を単に媒介するもの（いわゆる通信）
- ソフトウェアの制作等
著作物の制作を国外関連者に依頼し、その成果物の受領をインターネット等を介して行う場合であっても電気通信利用役務の提供に該当しない。
- 国外に所在する資産の管理・運用等（ネットバンキングを含む。）
資産の運用・資金の移動等の指示・状況・結果報告等について、インターネット等を介して連絡が行われた場合であっても電気通信利用役務の提供に該当しない。
- 国外事業者に依頼する情報の収集・分析等
情報の収集・分析等を行ってその結果報告等について、インターネット等を介して連絡が行われた場合であっても電気通信利用役務の提供に該当しない。
- 国外の法務専門家等が行う国外での訴訟遂行等
訴訟の状況報告、それに伴う指示等について、インターネットを介して行われたとしても、当該役務の提供は、国外における訴訟遂行という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものであり、電気通信利用役務の提供に該当しない。

4 最近の国際課税の動向

グローバル・ミニマム課税のイメージ

年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに基準税率15%以上の課税を確保する仕組み。



ご清聴ありがとうございました。

